

令和 7 年 3 月 1 日適用の公共工事設計労務単価の改正に伴う

工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について

八 尾 市

令和 7 年 3 月 1 日適用の公共工事設計労務単価の改正に伴い、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項（工事請負契約書第 26 条第 6 項）を運用することとしましたのでお知らせします。

なお、請負代金額が変更された場合は、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」（令和 7 年 2 月 17 日付 国不入企第 49 号 国土交通省不動産・建設経済局長）の趣旨に則って、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するようお願いします。

1. 対象となる工事

工期内に賃金水準の変更（公共工事設計労務単価の改定）がなされ（令和 7 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、旧労務単価で予定価格を積算しているもの）、かつ、残工期が基準日から 2 ヶ月以上ある工事のうち受発注者間で適用対象であることを確認された工事。

- ※ 基準日とは、請負代金額の変更額（以下「スライド額」という）算出や出来形部分の確認等の基準となる日で請求日を基本とするが、これにより難しい場合は請求日から起算して 14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日をいう。
- ※ 請求日とは、スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日（書面により提出した日）とする。
- ※ 残工期とは、基準日以降の工事期間とする。ただし、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

2. 実施時期

令和7年3月1日から適用。

3. 請負代金額の変更

賃金水準又は物価水準の変動によるスライド額は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相応する金額を超える額とする。

なお、スライド額の算定に用いる材料単価等については、発注者が基準日時点で積算に用いている物価資料等の価格を基礎とする。

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。

※増額スライド額については、次式により行う。

$$\text{増額スライド額} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

$(P = \Sigma (\alpha \times Z))$ 、 α ：当初契約の落札率、 Z ：発注者積算額

※減額スライド額については、次式により行う。

$$\text{減額スライド額} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

$(P = \Sigma (\alpha \times Z))$ 、 α ：当初契約の落札率、 Z ：発注者積算額

スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

4. スライド協議の請求手続 及び 出来形数量の確認

受注者は、工事担当課に対し、書面（別紙様式1-1）によりスライド協議の請求を行うことができる。その際、工事担当課の指示に従い、残工事量及びスライド請求額の根拠となる必要な資料を提出することとする。

出来形数量の確認は下記に基づき実施することを基本とするが、基準日における残工事量の算定に伴う具体的な出来形数量の確認は工事担当課の指示によることとする。

なお、発注者からのスライド協議の請求は書面（別紙様式1-2）により行うこととする。

また、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

出来形数量の確認

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）。
 - ・契約書で工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料。
- (3) 数量総括表等で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが、先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすることができる。

5. 変更契約の時期

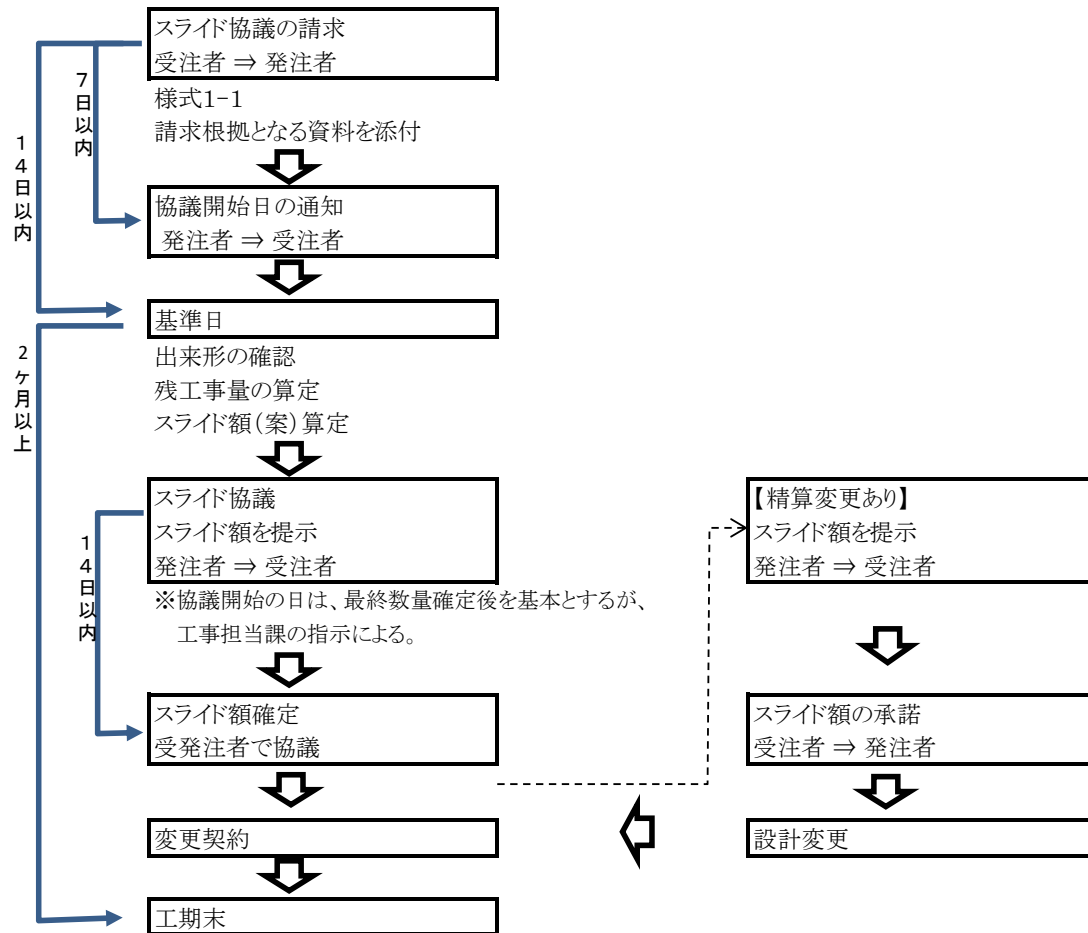
スライド額の変更契約は、請求後、速やかに必要な手続きを行うものとするが、工事担当課の指示によるところとする。なお、スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認することとする。

6. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

工事請負契約書第 26 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。

また、本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、工事請負契約書第 26 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライド条項の適用フロー図



※ 確定したスライド額は、基準日時点のものであるため、確定後の数量変更等に伴い、スライド額は変動するものとする。
基準日以降の設計変更等に伴いスライド額が変わる場合は、精算変更時に受発注者間で協議して定めるものとする。

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式 1 - 2)

[発注者からの請求]

〇〇年〇〇月〇〇日

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

八尾市長

工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について（請求）

年 月 日付けで契約締結した下記工事について、賃金等の変動により、工事請負契約書第 26 条第 6 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 工 事 名 ○○○○○○○○○○○○○○工事

2. 請負代金額 ￥

3. 工 期 〇〇年〇〇月〇〇日から

〇〇年〇〇月〇〇日まで

4. 希望基準日 ○○年○○月○○日

5. 変更請求概算額 ￥

6. 概算残工事請負代金額 ￥

概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

7. 根拠資料 別添のとおり

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。